

平成13年版 循環型社会白書の概要

第1部 循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況並びに循環型社会の形成に関して講じた施策

序章 循環型社会への道

循環型社会形成推進基本法に基づく初めての今回の白書では、まず古代文明から中世の欧州都市、さらには江戸期を中心とした廃棄物問題への取組を概観します。先人達の徹底してものを大事にした暮らしぶりは、地球的な規模での資源・環境の有限性という制約に直面した現代の私たちにとっても、示唆に富み、見習うべき点もあるように思われます。

次に、明治期以降のわが国における廃棄物・リサイクル対策を振り返った上で、物質の循環という観点から大量の天然資源の投入によって支えられる現代社会の課題を浮き彫りにし、私たちが目指すべき循環型社会の姿を明らかにしています。

その上で、循環型社会に至る9つのポイントを挙げます。それらを一言でまとめるなら、正しい現状認識、勇気ある選択、そして責任ある行動ということになります。

第1節 人類の歴史と廃棄物

都市の誕生・文明の成立以来、人類が廃棄物処理問題にどのように直面し、対処してきたか記述しています。

1 古代文明における廃棄物の処理

エジプト、ギリシャ、インダス、中国など4大文明等における廃棄物の処理方法や、既に存在していた下水道などの都市衛生施設について記述しています。例えば、古代ローマのように今日のパリの下水道に匹敵するような下水道が作られた例や、廃棄物を道路の造成に用いていたとみられる例もありましたが、一般に、ごみや汚物の処理方法は現代から見れば未発達でした。

2 ヨーロッパ中世都市における廃棄物の処理

パリやロンドンなど中世都市における公衆衛生状況や、廃棄物処理問題について記述しています。中世ヨーロッパ都市では、国王による勅令や住民の相当の努力などがあったものの、都市問題に起因する廃棄物の問題に対して根本的な解決策を採り得ないまま推移していったようです。

3 歴史的に見た我が国の廃棄物問題とリサイクルの取組（江戸期を中心に）

かつての我が国の廃棄物処理、特に江戸期の処理方法ならびに循環的な利用に関する町民の知恵について記述しています。江戸期には物が大事に扱われ、循環的に利用されていました。例えば、鋳掛け屋や傘の古骨買いなど修理・再生の専門業者、回収専門の業者などが市中を巡回するなどリサイクルが進んでいた記録があります。

第2節 我が国における廃棄物・リサイクル対策の系譜

我が国における近代以降の廃棄物対策について、廃棄物処理法の発展など制度的な変遷を振り返りました。

1 明治・大正期の対策 - 汚物掃除法 -

ごみ、し尿処理が公衆衛生面から取り上げられるようになり、明治 33 年に制定された「汚物掃除法」によって、ごみ処理が市町村の責任となったことなどについてまとめています。

2 昭和前期（高度経済成長期以前）の対策 - 清掃法による公衆衛生的処理体系の時代 -

「清掃法」（昭和 29 年）並びに「生活環境整備緊急措置法」（昭和 38 年）以降の施策によって、都市ごみ処理の基本が焼却及び残さの埋立処分となったことなどを記述しています。

3 高度経済成長期以降の対策 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）による処理体系の時代 -

高度経済成長に伴う廃棄物発生量の急増や不法投棄による水域汚染問題などを背景に、昭和45年、清掃法が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に改正され、現在の廃棄物処理体系の出発点となったことを示しています。

4 平成元年以降の対策

廃棄物処理法の数次に及ぶ改正により、有害廃棄物の輸出入等の規制に関する措置の導入、排出事業者責任の強化、廃棄物処理施設設置手続きの強化、不法投棄等の不適正処理に対する罰則の大幅な強化等が順次実現したことや、リサイクルに関して容器包装リサイクル法や家電リサイクル法の制定、また平成 12 年には、再生資源有効法、建設リサイクル法、食品リサイクル法など個別リサイクル法の改正や新規制定が行われたことを記述しています。

第3節 循環型社会の姿

自然の物質循環と経済社会の物質循環の考え方、マテリアル・フローによる我が国の実態把握などを通じて、循環型社会形成推進基本法で目指すこととなった循環型社会の姿を考えます。また、経済的な側面からの分析や静脈産業についての考察も行いました。

1 物質循環をめぐる問題

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式が定着した結果、生産・流通・消費・廃棄等の各段階を通じて、自然の物質循環に対する負荷が高まり、社会経済活動からの負荷の吸収・軽減という自然の物質循環が有する機能が弱められています。

2 経済社会活動における物質循環の問題点

我が国の国内での活動規模の拡大に加え、大量に廃棄物を発生させる経済・生活様式を維持するために、国際的な経済活動を通じた負荷の増大が指摘されていることや、我が国の物質収支の観点からの課題を記述しています。

3 循環型社会の姿

「循環型社会」の姿を示すと共に、循環型社会への道として私たちはこれまでの大量生産、大量消費、そして大量廃棄という一方通行型の経済社会の構造をまず根本から見直し、社会のあらゆる主体の適正な役割分担の下で、総力を挙げて循環型社会の構築に取り組んでいかなければならないとしました。

第1章 循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況

第1章では、我が国における循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況を明らかにしています。その際、マテリアルフローの国際比較などの最新の研究成果を盛り込み、地域の物質循環と産業構造に関わる分析なども紹介するとともに、隠れたフローという観点から天然資源の保全上の課題をまとめています。

また、大量生産、大量消費型のライフスタイルと密接な関係を有する地球温暖化の問題についても考察を加えています。さらに、リサイクルを進める際の含有有害物質など製品等そのものに起因する課題や循環的な利用に際して生じる環境への負荷などについても考察を加え、物質レベルでの動きという観点からみた我が国の実態を明らかにしています。

第1節 発生量、循環的な利用の量及び処分量

- ・ 我が国における循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況を明らかにしています。
- ・ マテリアルフローの国際比較などの最新の研究成果を披露し、資源採取に伴って生じる隠れたフローが多いといった我が国の特徴を浮き彫りにしています。
- ・ 地域の物質循環と産業構造の分析、廃棄物の発生量、循環的な利用量、リサイクル施設の整備状況について最新のデータを紹介しています。

1 我が国の物質収支

我が国の物質収支の概観と課題を隠れたフローを加味した上で、他の先進国と比較しつつ記述しています。

2 地域物質循環

全国の都道府県を対象としたケーススタディにより地域レベルでのマテリアルフロー分析を行い、物質循環の促進のためにそれら地域の特徴を把握することの有用性を提言しています。

3 廃棄物の発生量

廃棄物の区分を説明し、平成10年度の一般廃棄物(ごみ)、一般廃棄物(し尿)及び産業廃棄物の発生量及び処理の状況を処理の流れ図等により記述しています。

4 循環的な利用の現状

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法及び食品リサイクル法の対象物を中心に各品目毎に廃棄物の発生状況や循環的な利用の状況を再生利用量の推移や処理フロー等により説明しています。

5 再資源化施設の整備状況

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法及び食品リサイクル法の対象物等についての再資源化施設の整備状況を記述しています。

第2節 循環資源の利用促進と地球温暖化対策

- ・大量生産・大量消費・大量廃棄型の行動様式を改めることが、廃棄物の発生抑制にも資するとともに、地球温暖化対策上も有効であることを提言しています。

第3節 環境の保全上の支障の防止

- ・有害物質など製品等そのものに起因する課題と循環的な利用に際して生じることとなる環境への負荷の両面から、循環型社会の形成を進める上で重要な観点について考察しています。

1 循環的な利用による環境負荷

循環的な利用により、有害物質の発生や新たなエネルギー及び水等の資源の消費等の環境負荷が発生することから、循環的利用と循環的でない利用を比較し、製品のリサイクルに伴う環境負荷の発生要因を提示しています。

2 循環的な利用を進める要因

循環的な利用を進めるためには経済的メリットが必要であり、それらを誘引する施策の必要性を提言しています。

3 循環的な利用によって発生する環境負荷と低減方策

循環的な利用によって発生する環境負荷を分類し、エネルギー消費の観点から分析しつつ、その発生のみを問題視せず、環境負荷の低減方策の必要性を提言しています。

第2章 循環型社会の形成に向けた制度の整備状況

第2章では、循環型社会の形成に向けた制度等の整備状況を紹介します。

政府は、2000年度を循環型社会元年として、循環型社会の形成に一体となって取り組んでいくこととしており、まず、循環型社会形成のための施策の基本理念や手法を巡る進展をまとめています。具体的には、排出者責任の考え方や拡大生産者責任の適用を巡るOECDやEUなど国際的な動向、我が国の地方公共団体や諸外国における経済的手法の活用に関する検討状況や実施状況などを紹介しました。

次に、循環型社会に向けた法制度の整備では、循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法その他個別のリサイクル法の概要や実施状況を記述しました。

循環型社会形成推進基本計画については、昨年策定された新・環境基本計画による循環型社会形成推進基本計画への要請、とりわけ、数値目標設定の必要性に留意した記述を行っています。

第1節 施策の基本理念や手法を巡る進展

- ・排出者責任、拡大生産者責任など施策を講ずる上で原則となる考え方や経済的負担措置などの政策手法の活用の進展について、記述しています。
- ・諸外国における循環型社会の形成に向けた政策展開の実例として、法制度や経済的手法の活用などを紹介しています。

1 排出者責任の考え方

排出者責任の考え方を説明するとともに、循環基本法における排出者責任の規定について記述しています。

2 拡大生産者責任の考え方

拡大生産者責任の考え方、循環基本法における拡大生産者責任の規定について記述するとともに、拡大生産者責任をめぐるOECDやEUの動向を紹介しています。

3 経済的手法の活用

廃棄物問題を解決するための経済的手法の活用について、国内の地方公共団体や諸外国の様々な例を紹介しています。

第2節 循環型社会の形成に向けた法制度の整備

- ・循環型社会の形成に向けた個別法の概要や基本方針の策定など整備状況を記述しています。

1 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）

廃棄物等の発生抑制、循環的利用、適正処分により天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減させる循環型社会の形成を目指す循環型社会形成推進基本法の趣

旨、概要のほか、循環型社会形成推進基本計画について、その内容、策定手続等を記述しています。

- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（廃棄物処理法）及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成4年法律第62号）の改正
廃棄物の減量化の推進、適正処理のための規制強化、公的関与による産業廃棄物処理施設の整備促進といった廃棄物処理法の改正の概要及び同法に基づく基本方針の概要等を記述しています。
- 3 資源の有効な利用の促進に関する法律（再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の改正）
従来の再生利用（リサイクル）に加え、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）対策を追加改正した資源有効利用促進法の概要及び同法に基づく基本方針の概要を記述しています。
- 4 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）（建設リサイクル法）
建設廃棄物の再資源化等を目的とする建設リサイクル法の概要及び同法に基づく基本方針の概要を記述しています。
- 5 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）（食品リサイクル法）
食品廃棄物の再生利用等を目的とする食品リサイクル法の概要及び同法に基づく基本方針の概要を記述しています。
- 6 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（グリーン購入法）
国等による環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）の調達を促進することを目的とするグリーン購入法の概要及び同法に基づく基本方針の概要を記述しています。
- 7 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）（容器包装リサイクル法）
平成12年度から全面施行された容器包装リサイクル法の仕組みを解説するとともに、今後の課題等についても記述しています。
- 8 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）（家電リサイクル法）
本年4月から施行された家電リサイクル法の仕組みを解説するとともに、今後の課題等についても記述しています。

第3節 循環型社会形成推進基本計画の策定に向けて

- ・新環境基本計画による循環型社会形成推進基本計画への要請、とりわけ、数値目標設定の必要性に留意し、他の施策における数値目標も紹介しつつ記述しています。

第3章 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的な利用に関する取組の状況

第3章では、循環型社会の形成に向けて進展しつつある先進的な取組事例などを紹介しています。まず、民間団体や産業界など各主体毎の取組、例えば、リサイクルに関するNGOのユニークな取組や定量的な目標を定めて廃棄物の削減等に取り組む業界の様子などを示しました。また、廃棄物発電やRDFなど熱回収に関する取組が進んできている状況を紹介しています。さらに、グリーン購入に関する制度の進展や実態をアンケート調査なども交えながら需要側の実態把握や意識の解明に努め、再生品に対する認識が変わることでこれらの普及がさらに進む可能性を示唆しました。

第1節 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的な利用に関する主な取組の状況

- ・民間団体等の取組や経団連自主行動計画などの業界による廃棄物等の発生抑制や循環資源の循環的な利用の促進に関する品目ごとの先進的な取組例などを紹介しています。

1 国民、民間団体等の取組事例

国民及び民間団体が行っている先進的で斬新な廃棄物等の発生抑制及び循環資源の利用に関する取り組み事例を紹介しています。

2 産業界における取組 - 経団連環境自主行動計画

産業界における廃棄物等の発生抑制及び循環資源の利用に関する取り組み状況を経団連環境自主行動計画の例示により記述しています。

3 業種別に見た先進的な取組の状況

産業界における廃棄物等の発生抑制及び循環資源の利用に関する先進的な取り組み事例を主な業種別に記述しています。

4 政府の取組

政府が行っている廃棄物等の発生抑制及び循環資源の利用に関する取組状況として「再生利用認定制度」さらには農業用プラスチックや下水汚泥の再資源化及び減量化事業等の事例を紹介しています。

第2節 ごみ焼却施設における熱回収の取組

- ・廃棄物発電やRDFなど熱回収に関する最近の情報を紹介しています。

1 ごみの焼却余熱利用

ゴミ焼却施設における余熱利用の状況を施設数、処理能力、発電能力等から記述しています。

2 ごみ発電

ゴミ発電を解説し、その施設の設置状況を施設数、発電能力及び処理能力の推

移から記述しています。

3 RDF（ごみ固形燃料）

RDFの有用性を運搬や保管の観点及び石炭との発熱量比較等で解説し、その施設の設置状況などを記述しています。

第3節 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的な利用に関する国民等の意識

・リサイクル品に関する売却時と購入時の意識やグリーン購入に関する実態をアンケート調査の結果なども交えつつ紹介しています。

1 リサイクルショップの利用に関する意識調査結果

リサイクルショップの利用状況や今後の利用意欲について、品目や価格等との関連で分析しています。

2 企業等の意識

環境配慮型商品について、割高であっても多くの企業・自治体が購入を推進し、更に、従来の商品と比較しても価格差が縮まったことについて、グリーン購入ネットワークのアンケート調査をもとに記述しています。

3 自治体のグリーン購入への意識と取組

地方公共団体のグリーン購入の実態を都道府県、政令市、市町村別に分析し、再生品に対する認識の違いが取組に大きく影響を与えていることを明らかにしています。

第4章 廃棄物の適正処分の推進

第4章では、一般廃棄物や産業廃棄物の排出量の推移、その処理方法や施設整備等の現状を記述し、併せてPCB対策やダイオキシン対策についても適正処理の促進の観点から施策を述べています。また、施設確保の難しい大都市圏における産業廃棄物の広域移動に伴って生じる受け入れ制限等の問題を記すとともに、不法投棄の実態、取り締まり強化に向けた動きなどの現状も記述しています。

第1節 廃棄物処理対策

- ・ 廃棄物の適正処理に関して、処理方法、施設整備等につき、現状を記述しています。併せて、PCB対策、ダイオキシン対策についても適正処理の観点から施策を記述しています。

1 一般廃棄物（ごみ）

ごみの排出量、ごみ処理方法及び焼却施設数の推移等を記述しています。

2 一般廃棄物（し尿）

し尿処理人口、浄化槽の設置基数及びし尿・浄化槽汚泥の処理状況の推移等を記述しています。

3 産業廃棄物

産業廃棄物の排出量及び中間処理施設数等の推移、排出事業者責任の強化の考え方及び処理施設確保のための施策について記述しています。

4 最終処分場の残余容量と残余年数の推移

一般廃棄物及び産業廃棄物の残余年数等の推移等を記述しています。

5 PCB廃棄物

PCB問題の経緯、問題状況、総合的な処理体制の確立に向けた取組等を記述しています。

6 ダイオキシン類の排出抑制

ダイオキシン問題の経緯、ダイオキシン類の排出規制等対策の状況等を記述しています。

第2節 大都市圏における産業廃棄物の広域移動

- ・ 首都圏などの大都市圏では施設の確保が難しく、廃棄物が都府県域を超えて移動している現状、そしてこのような廃棄物の広域移動が引き起こす受入制限等の問題等について記述しています。

第3節 不法投棄対策

- ・不法投棄の実態、取り締まり強化に向けた動きなどの現状を記述しています。

1 不法投棄の現状

不法投棄の現状を産業廃棄物の不法投棄件数及び投棄量の推移、不法投棄された産業廃棄物の種類、不法投棄の実行者及び原状回復の状況等から記述しています。

2 不法投棄の防止と原状回復措置

平成12年の廃掃法の改正による規制強化の内容を解説し、平成12年度に環境省が地歩公共団体に行った不法投棄監視体制強化施策の実施に補助した事例を記述するとともに、平成10年度に行った原状回復等の措置命令の件数や「産業廃棄物適正処理推進センター制度」について説明しています。

第4節 有害廃棄物の越境移動

- ・有害廃棄物の越境移動について国際的な動きを紹介しています。

第5章 循環型社会を形成する基盤整備

第5章では、財政措置、教育及び学習の振興、広報活動の充実、民間活動の支援、調査の実施・科学技術の振興、地方公共団体の施策支援など、循環型社会の形成を進める上で必要な基盤となる施策を紹介します。

第1節 財政措置等

- ・税制・金融上の措置、循環型社会推進経費などを紹介しています。

第2節 教育及び学習の振興、広報活動の充実、民間活動の支援及び人材の育成

- ・教育及び学習の振興、広報活動の充実、民間活動の支援について政府の講じた施策を記述しています。

第3節 調査の実施・科学技術の振興

- ・調査、科学技術の振興について政府の講じた施策を記述しています。

第4節 国際的な取組

- ・廃棄物の輸出入の管理や国際機関との連携等について政府の講じた施策を記述しています。

第5節 地方公共団体との関係

- ・地方公共団体における廃棄物行政への支援策について記述しています。

むすび

第 2 部 循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況を考慮して講じようとする 施策

・第 2 部では、平成 13 年度に講じようとする施策について、記述しています。

第 1 章 概説

第 2 章 循環型社会形成推進基本計画の策定

第 3 章 廃棄物等の発生抑制

第 4 章 循環資源の循環的な利用

第 5 章 廃棄物の適正な処理の推進

第 6 章 環境物品等の購入の推進

第 7 章 循環型社会を形成する基盤整備